

# 大分県報

平成三十年  
号外（五七）  
七月六日

（金曜日）

## 目次

### 条 例

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………一  
 大分県税条例等の一部改正……………一  
 大分県税特別措置条例の一部改正……………四  
 大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正……………五  
 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正……………五  
 大分県長者原オートキャンプ場等の設置及び管理に関する条例の一部改正……………六  
 おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の制定……………七  
 大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正……………八  
 大分県みかん園検査条例の一部改正……………九  
 大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の制定……………九  
 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正……………一〇  
 大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正……………一一

### ○条 例

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第二十九号

### 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月六日

大分県報号外（条例）

別表第二の八の項の事務の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同号の次に次の一号を加える。

十三 施行規則第九条の十五の二の規定に基づき、病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることを認めること。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十号

### 大分県税条例等の一部を改正する条例

（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二を第三十七条の二の二とする。

第三十七条第一項中「県たばこ税（以下「たばこ税」という。）を「たばこ税」に改め、同条を第三十七条の二とし、第二章第五節中同条の前に次の一条を加える。

（用語の意義及び製造たばこの区分）

第三十七条 県たばこ税（以下「たばこ税」という。）について、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこ（同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二条第一項に規定する営業所をいう。

2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ  
ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かぎ用の製造たばこ

第三十七の二の次に次の一条を加える。

（製造たばこをみなす場合）

**第三十七条の二の三** 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリン

その他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（令第三十九条の九で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第三十七条の三第一項中「第三十七条第一項」を「第三十七条の二第一項」に改め、「消費等」の下に「（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表の第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、「第三十九条の九」を「第三十九条の九の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第八条の二の三で定めるもの

に係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として令第三十九条の九の二第四項で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第三十七条の四中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第三十七条の五第三項中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第三十七条の六中「第三十七条の二第四項ただし書」を「第三十七条の二の二第四項ただし書」に改める。

第三十七条の七第一項中「第三十七条第一項」を「第三十七条の二第一項」に改める。

第三十七条の十第一項中「第三十七条の二第四項ただし書」を「第三十七条の二の二第四項ただし書」に改める。

附則第十条第四項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九」又は「第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

**第二条** 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

**第三条** 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第八項中「によつて」を「により」に改める。

第二十二條第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から第二十八条の二までにおいて「前年」という。）」に、「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第二十五条の二中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第三十五条第一項第一号ロ中「第五項の規定により法人とみなされるもの、」の下に「投資法人（」を加え、「投資法人、」を「投資法人をいう。）」、特定目的会社（」に改

め、「特定目的会社」の下に「をいう。」を加える。

第三十五条の六中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に、「によつて」を「により」に改める。

第三十七条の三第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第三十七条の四中「九百三十円」を「千円」に改める。

附則第六条第一項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、次条、附則第七条の二の三、附則第七条の三、附則第八条の二から第十条まで及び附則第十二条から第十五条までにおいて「前年」という。）」に改め、「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加え、同条第二項中「数を乗じて得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

**第四条** 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第三十七条の四中「千円」を「千七十円」に改める。

**第五条** 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第三十七条の二の三中「及び次条第三項第一号」を削る。

第三十七条の三第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

（大分県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第六条** 大分県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年大分県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「は、新条例」を「は、大分県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十一項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中大分県税条例附則第十条第四項の改正規定 平成三十一年一月一日

二 第二条及び附則第五項の規定 平成三十一年十月一日

三 第三条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四月一日

四 第三条中大分県税条例第三十七条の三第三項及び第三十七条の四の改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定 平成三十二年十月一日

五 第三条中大分県税条例第二十二條第二号の改正規定（「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める部分に限る。）及び同条例第二十五条の二の改正規定並びに同条例附則

第六条第一項の改正規定（「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。）及び同条例第二項の改正規定並びに次項の規定 平成三十三年一月一日

六 第四条並びに附則第八項及び第九項の規定 平成三十三年十月一日

七 第五条及び附則第十項の規定 平成三十四年十月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 前項第五号に掲げる規定による改正後の大分県税条例の規定中個人の県民税に関する部分

分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった

県たばこ税については、なお従前の例による。

4 平成三十年十月一日前に第一条の規定による改正前の大分県税条例（以下「旧条例」と

いう。）第三十七条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消

費等（旧条例第三十七条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行わ

れた旧条例第三十七条第一項に規定する製造たばこ（大分県税条例等の一部を改正する条

例（平成二十七年大分県条例第三十号）附則第六項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。

以下この項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する第一条の規定

による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）第三十七条の二第一項に規定す

る卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は新条例第三十七条第一項第四

号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これ

らの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改

正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造

たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定

による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）第三十七条の二第一項に規定す

る卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は新条例第三十七条第一項第四

号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これ

らの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改

正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造

たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定

によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

5 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

6 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

7 平成三十三年十月一日前に新条例第三十七条の二第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（附則第九項において「売渡し等」という。）が行われた新条例第三十七条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この項及び附則第九項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

8 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

9 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

10 附則第一項第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十一号

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「記載された同法第五条第四項第五号」を「記載された同法第五条第四項第五号イ」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に改める。

第三条の四第二項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に改める。

第三条の五の見出し中「県税の」の下に「課税免除又は」を加え、同条第一項中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第六項第四号」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「に對して課する次の各号に定める県税の税率は、県税条例第三十五条の四、第三十五条の六の五、第三十六条の三又は第八十一条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「に對しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に定める県税を課さない」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 個人の事業税 地方活力向上地域特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後三年の間の各年の所得のうち当該設備に係るものとして地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。以下「地域再生法省令」という。）で定めるところにより計算した額に對して課するもの

二 法人の事業税 地方活力向上地域特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項に規定する申告すべき日の属する県の会計年度以後三年度の間に對して、法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項に規定する申告期限の到来する各事業年度の所得又は収入金額のうち当該設備に係るものとして地域再生法省令で定めるところにより計算した額に對して課するもの

第三条の五第一項第三号中「もの 百分の〇・四」を「もの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 県固定資産税 大規模償却資産のうち地方活力向上地域特別償却設備に対して初年度以後三年度の間に課するもの  
第三条の五第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。  
附則第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「第一項第三号若しくは」を削る。

#### 附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）第三条の五第二項及び新条例附則第三項の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例の規定は、地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号。以下「改正法」という。）による改正後の地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「新法」という。）第十七条の二第三項の認定を受けた同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（改正法附則第二条第二項の規定により新法第十七条の二第三項の認定を受けた同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とみなされたものを含む。）に従って平成三十年六月一日以後に新条例第三条の五第一項に規定する地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除又は不均一課税について適用する。

3 新条例第三条の五第二項及び前項の規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県条例第三十二号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成六年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラ」を「並びにビラ及びポスター」に改める。

第一条中「第百四十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「ビラ（大分県知事の選挙の場合に限る。）」を「ビラ（」に改める。

第七条中「（大分県知事の選挙における候補者に限る。）」を削る。

第九条中「第百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第十条中「第百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「これらの号」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十三号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

平成三十年七月六日

大分県報号外（条例）

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」を削る。

第三条第二号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条を次のように改める。

**第四条 削除**

第七条第一号中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「施行規則」という。）第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行つた場合における当該転換に係る入所定員数については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条の規定に基づき、平成三十六年三月三十一日までの間、既存の療養病床の病床数とみなして算定する。

附則第三項を削る。

附則第四項中「有する病院」の下に「（次項において「特定病院」という。）」を加え、同項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、施行規則附則第五十三条の二第一項の規定により平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第六項中「満たない診療所」の下に「（次項において「特定診療所」という。）」を加え、「又は大分市長」を「（その開設地が保健所を設置する市の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長。次項から第九項までにおいて同じ。）」に改める。

附則中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とする。

附則第七項中「満たない診療所」の下に「（次項において「特定診療所」という。）」を加え、「又は大分市長」を削り、「平成三十年三月三十日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を附則第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、施行規則附則第五十五条の二第一項の規定により平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、施行規則附則第五十四条の二第一項の規定により平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例第七条の規定は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大分県長者原オートキャンプ場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十四号

**大分県長者原オートキャンプ場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

大分県長者原オートキャンプ場等の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例**

第一条中「もつて」を「もつて」に改め、「大分県長者原オートキャンプ場及び」を削り、「キャンプ場等」を「長者原園地」に改める。  
第二条を次のように改める。

(位置)

第二条 長者原園地は、玖珠郡九重町大字田野二百五十五番地七に置く。

第三条及び第四条中「キャンプ場等」を「長者原園地」に改める。

第五条中「あつて」を「あつて」に、「キャンプ場等」を「長者原園地」に改める。

第六条を削る。

第五条の二第一号中「キャンプ場等」を「長者原園地」に改め、同条第二号中「キャンプ場等」を「長者原園地」に改め、「利用の受付及び」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「キャンプ場等」を「長者原園地」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号とする。

第七条中「規則で」を「知事が」に改め、同条を第八条とする。

第五条の三中「キャンプ場等」を「長者原園地」に改め、同条を第七条とする。

別表を削る。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十五号

おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発を図るとともに、人と動物が交流できる場を提供し、もつて人と動物が共生する社会づくりに資するため、おおいた動物愛護センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第二条 センターは、大分市大字廻栖野三千二百三十一番地四十七に置く。

(事業)

第三条 センターは、次に掲げる事業を行う。

一 動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発に関すること。

二 動物の引き取り、返還、譲渡等に係る情報の提供に関すること。  
三 センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。  
四 災害時における動物の適正な飼養を図るための支援に関すること。  
五 前各号に掲げる事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理に関する業務を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第五条 知事は、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。  
一 ドッグラン及び多目的広場(以下「ドッグラン等」という。)の施設等の維持管理及び修繕に関する業務  
二 ドッグラン等の利用の受付及び案内に関する業務  
三 ドッグランの利用の許可に関する業務  
四 ドッグラン等の利用の促進に関する業務  
五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(管理の基準)

第六条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。  
一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。  
二 適切なサービスの提供を行うこと。  
三 ドッグラン等の施設等の維持管理を適切に行うこと。  
四 業務に関連して取得した個人情報に関する情報を適正に取り扱うこと。

(利用の許可)

第七条 ドッグランの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。  
2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ドッグランの利用を許可しないものとする。  
一 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。  
二 ドッグランの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。  
三 前二号に掲げる場合のほか、利用させることが不相当と認められるとき。

平成三十年七月六日

大分県報号外(条例)

七

3 指定管理者は、第一項の許可に、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。  
（利用許可の取消し等）

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- 一 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は同条第三項の条件に違反したとき。
  - 二 利用者が、偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けたとき。
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定による許可の取消し等によって利用者が受けた損失については、補償しない。  
（目的外利用等の禁止）

第九条 利用者は、許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。  
（原状回復義務）

第十条 利用者は、利用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

（利用料金）

第十一条 利用者は、その利用に係る料金を納めなければならない。

2 前項の料金（以下「利用料金」という。）は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、指定管理者に利用料金をその収入として收受させるものとする。

4 指定管理者は、公用若しくは公共用又は公益のために利用する場合で特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第十二条 センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第四条から第六条まで、第十三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第七条の規定によるドッグランの施設等の利用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第十一条関係）

区	分	単 位	金 額	備 考
ドッグラン	専用使用に供する部分	一時間	一、〇〇〇円以上 三、五〇〇円以下	一 犬の頭数は、五頭以内とする。 二 指定管理者の求めに応じてドッグランの専用使用に供する部分の面積の二分の一の面積を利用するときの利用料金の額は、当該部分につき指定管理者が定めた利用料金の額に二分の一を乗じて得た額とする。この場合、十円未満の端数は、切り捨てる。
	共同使用に供する部分	一頭につき一時間	一〇〇円以上 三五〇円以下	

大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十六号  
大分県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例



大分県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年大分県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

5 知事は、規則で定めるところにより、動物の愛護を目的とする団体その他の者に第二項の規定による捕獲を委託することができる。この場合において、前二項の規定は、当該委託を受けた者又はその監督の下にその捕獲に従事する者に準用する。

第十八条に次の一項を加える。

2 第十一条の規定による譲渡を受ける者は、規則で定めるところにより、譲渡のために要した費用を負担しなければならない。ただし、知事が公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

#### 附則

この条例は、おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成三十年大分県条例第三十五号）の施行の日から施行する。

大分県みかん園検査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十七号

#### 大分県みかん園検査条例の一部を改正する条例

大分県みかん園検査条例（昭和四十二年大分県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 大分県みかん園等検査条例

第一条中「みかん園」を「みかん園等」に、「みかんばえ」を「ミカンバエ」に、「もつてみかん生産」を「もつてかんきつ類の生産」に改める。

第二条中「みかん園」を「みかん園等」に、「及び小みかんを栽培している」を「その他かんきつ類であつて規則で定めるもの（以下この条において「みかん等」という。）が植栽されている」に改め、「果樹園」の下に「（みかん等が植栽されている宅地を含む。）」を加える。

第三条中「みかんばえ」を「ミカンバエ」に、「みかん園」を「みかん園等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、検査のため必要な最少量に限り、果実を無償で集取することができる。

平成三十年七月六日

第五条の見出し中「検査員証」を「証明書」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「検査員証（別記様式）」を「身分を示す証明書」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第六条中「みかん園」を「みかん園等」に改め、「耕作者」の下に「若しくは所有者」を加え、「その」を「これらの」に改める。

第七条中「みかん園」を「みかん園等」に改め、「耕作者」の下に「又は所有者」を加え、「みかんばえ」を「ミカンバエの駆除、ミカンバエが寄生し、又は寄生しているおそれがある果実の除去その他のミカンバエ」に改める。

第八条中「みかんばえ」を「ミカンバエ」に改める。

第九条中「第三条」を「第三条第一項」に、「従わなかつた」を「従わなかつた」に、「三万円以下の罰金又は科料」を「五万円以下の過料」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別記様式を削る。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十八号

#### 大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、プレジャーボート等の係留保管の秩序を確立することにより、県民の生活の安全の保持及び良好な生活環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

大分県報号外（条例）

九

る。

- 一 プレジャーボート等 ヨット、モーターボートその他の船舶（人又は貨物を積載し、自航であるか又はえい航であるかを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。）をいう。
- 二 工作物等 プレジャーボート等の係留保管の用に供する工作物その他の物件をいう。
- 三 係留保管 プレジャーボート等を水面又は陸上の同一の場所又は近接した場所に、反復し又は継続して、係留し又は置くことをいう。
- 四 所有者等 プレジャーボート等又は工作物等の所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。
- 五 事業者等 プレジャーボート等の製造、販売、輸入、貸付け若しくは係留保管を業とする者又は所有者等により構成される団体をいう。
- 六 公共水域等 港湾、河川、漁港その他これらに類する区域であつて公共の用に供されるものをいう。
- 七 放置 正当な権原がないにもかかわらず公共水域等に係留保管を行い、又は工作物等を設置している状態をいう。

（県の責務）

**第三条** 県は、国、市町村及び事業者等（以下この条においてこれらの機関等を「関係機関等」という。）と連携し、係留保管の適正化を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 県は、関係機関等と連携し、所有者等に対し、適正な係留保管を行うよう指導するものとする。

3 県は、関係機関等と連携し、所有者等に対し、適正な係留保管に関する理解を深めるため必要な広報及び啓発を行うものとする。

（所有者等の責務）

**第四条** 所有者等は、係留保管又は工作物等の設置に当たっては、公共水域等に関する関係法令を遵守しなければならない。

2 所有者等は、プレジャーボート等又は工作物等が老朽し、破損し、又は不用となったことにより、その利用をやめたときは、これらを適正かつ速やかに処理しなければならない。

（事業者等の責務）

**第五条** 事業者等は、所有者等に対し、適正な係留保管その他プレジャーボート等の適正な利用について啓発に努めるとともに、県の係留保管の適正化に関する施策に協力するもの

とする。

（放置の禁止）

**第六条** 何人も、公共水域等においてプレジャーボート等若しくは工作物等を放置し若しくは放置させ、又はこれらを放置し若しくは放置させようとする者に協力してはならない。（適正化推進区域の指定）

**第七条** 知事は、係留保管の適正化について重点的かつ優先的に取り組む必要があると認められる公共水域等を、係留保管の適正化を推進する区域（以下「適正化推進区域」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により適正化推進区域を指定したときは、これを告示するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、適正化推進区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。（適正化推進区域内における措置）

**第八条** 知事は、前条第一項の規定により適正化推進区域を指定したときは、適正に係留保管をすることができるところ（次項において「係留保管場所」という。）の確保に努めるものとする。

2 知事は、適正化推進区域内において、プレジャーボート等又は工作物等が放置されているときは、所有者等に対し、これらの係留保管場所への移動又は撤去の実施に係る指導を徹底するものとする。

（委任）

**第九条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十九号

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校員費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五七三人」を「三、五二八人」に改め、同項第二号中「七、一五四人」を「七、〇八七人」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校員費負担教職員定数条例の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第四十号

**大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例**

（大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例**

第一条中「大分県営体育施設」を「大分県立スポーツ施設」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条の表の大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）の項の前に次のように加える。

大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）	大分市大字横尾千三百五十一番地
------------------------------------	-----------------

第四条から第九条まで及び第十二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第十三条中「総合体育館」を「武道スポーツセンター及び総合体育館」に改める。  
（議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正）

第二条 議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

（青少年の健全な育成に関する条例の一部改正）  
第三条 青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第一条（大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第二条の表及び第十三条の改正規定を除く。）、第二条及び第三条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

2 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の大分県大手町駐車場の項の次に次のように加える。

スポーツに使用する場合	八時間	八九、〇〇〇円	1 必要体育用具の使用料を含む。 2 その他に使用する場合は、土曜日、日曜日又は祝日に使用するとき 3 入場料（前売券面額をい、前売券のない場合は、行事の当日に
	十二時間	一三三、〇〇〇円	

センター専用使用料		全館	
スポーツに使用する 場合	その他に使用する 場合	八時間 一七四、〇〇〇円	十二時 二五九、〇〇〇円
一時間 三、六五〇円			
<p>入場者から領収する金額）又は会費を徴収して使用する場合は、催物一回につき一般一人当たりの税込入場料又は会費の額の最高額を一〇〇倍（観客をフロアに収容するときは一五〇倍）した額を加算する。</p> <p>4 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の上記使用料の額、第二項の割増額及び前項の加算額</p>			
武道場		多目的競技場	
三 道場	二 道場	一 道場	
スポーツに使用する 場合	その他に使用する 場合	スポーツに使用する 場合	その他に使用する 場合
一時間	一時間	一時間	一時間
八七〇円	二、六〇〇円	八七〇円	一〇、九〇〇円
<p>5 知事が別に定める障害者（以下この項において「障害者」という。）が専ら利用する場合の上記使用料の額、第二項の割増額及び第三項の加算額は、上記使用料の額、第二項の割増額及び第三項の加算額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。この場合、十円未満の端数は、切り捨てる。</p>			

料 使 部 タ セ ン 用 分 ー ン						
場 道 武		技 場 多 目 的 競				
二 道 場 の 場 合	一 道 場 の 場 合	フ ロ ア の 四 分 の 一 を 使 用 す る 場 合		フ ロ ア の 二 分 の 一 を 使 用 す る 場 合	そ の 他 に 使 用 す る 場 合	
一 時 間	一 時 間	一 時 間		一 時 間	一 時 間	
四 五 〇 円	四 五 〇 円	九 五 〇 円		一、八 五 〇 円	二、六 〇 〇 円	
<p>6 切り捨てる。          その他に使用する場合で次に掲げる団体が主催して使用するときの上記使用料の額、第二項の割増額及び第三項の加算額は、上記使用料の額、第二項の割増額及び第三項の加算額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。この場合、十円未満の端数は、切り捨てる。          一 公益財団          法人大分県体育協会及びその加盟団体          二 地方公共団体          三 教育関係団体          四 福祉関係法の適用を</p>						
<p>大 分 県 報 号 外 ( 条 例 )</p>						
大 分 県 報 号 外 ( 条 例 )						
大 分 県 報 号 外 ( 条 例 )					道 場 二 分 の 一 を 使 用 す る 場 合	
大 分 県 報 号 外 ( 条 例 )					一 時 間	
大 分 県 報 号 外 ( 条 例 )					四 五 〇 円	
<p>1 一 回          の 使 用          時 間          は、二          時 間          と          する。          2 高 等          学 校          の          生 徒、          中 学 校          の          生 徒          及 び          こ          れ          ら          に          準          ず          る          者          が          利          用          す          る          場          合          の          使          用          料          の          額          は、上          記          使          用          料          の          額          の          二          分          の          一          を          乗          じ          た          額          と          す          る。          十          合、</p>						

平成三十年七月六日

大分県報号外(条例)

セ ン タ ー 個 人 使 用 料													
道場一			バドミントン			卓球							
照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用しない 場合	時間 一人二 時間	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用しない 場合	時間 一面一 時間	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用しない 場合	時間 一台一 時間	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用しない 場合	時間 一人十 一回	三、五〇〇円	
照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用しない 場合	時間 一人二 時間	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用しない 場合	時間 一面一 時間	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用しない 場合	時間 一台一 時間	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用しない 場合	時間 一人十 一回	三、五〇〇円	
<p>1 照明設備を使用する場合 は、照明設備に係る附属設 備の使用料は、徴収しな い。</p> <p>2 高等学校の 生徒、中学校 の生徒、小学 校の児童及び これらに準ず る者並びに幼 児(四歳から 小学校就学の 始期に達する までの者をい う。)が利用</p>											回数 円未満 の端数 は、切 り捨て る。	3 障害 者が利 用する 場合の 使用料 は、徴 収しな い。	
道場一			多目的競技場照明設 備			電源装置		放送設備		武 道 場			
道場一			多目的競技場照明設 備			電源装置		放送設備		道場三		道場二	
天井 照明	全部点 灯	四分の 一点灯	二分の 一点灯	全部点 灯	全部点 灯	一キロ ワット	一式一 回	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合
二分の 一点灯	全部点 灯	四分の 一点灯	二分の 一点灯	全部点 灯	全部点 灯	一キロ ワット	一式一 回	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合	照明設備を 使用する場 合
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一人二 時間	一人二 時間	一人二 時間	一人二 時間	一人二 時間	一人二 時間
七〇円	一三〇円	三〇〇円	六〇〇円	一、一五〇円	二〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一人二 時間 一〇〇円	一人二 時間 二三〇円	一人二 時間 一〇〇円	一人二 時間 一三〇円	一人二 時間 一三〇円	一人二 時間 一三〇円
<p>3 障害者が利 用する場合の 使用料は、徴 収しない。</p>											<p>する場合は、使 用料の額は、 上記使用料の 額に二分の一 を乗じた額と する。この場 合、十円未満 の端数は、切 り捨てる。</p>		

附属設備の費用																								
多目的競技場 冷房設備			武道場照明設備																					
			道場三					道場二																
競技フロア			投光器			天井照明			投光器			天井照明			投光器									
																		全部使用	二分の一点灯	一点灯	全部点灯	二分の一点灯	一点灯	全部点灯
一使用	四分の	一使用	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間											
一、九〇〇円		三、八〇〇円		七、六〇〇円		二〇円		三〇円		七〇円		一三〇円		二〇円		三〇円								
武道場暖房設備			武道場冷房設備			多目的競技場 暖房設備																		
												道場三	道場二	道場一	道場三	道場二	道場一	観客フロア		競技フロア		観客フロア		
一使用	二分の	一使用	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間									
九〇〇円		九〇〇円		九〇〇円		一、四〇〇円		一、四〇〇円		一、四〇〇円		二、四〇〇円		四、八〇〇円		二、〇五〇円		四、一〇〇円		八、二〇〇円		二、八五〇円		五、七〇〇円

平成三十年七月六日

大分県報号外(条例)

平成三十年七月六日

大分県報号外（条例）

一六

に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為並びに同条例第五条に規定する利用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3													
（準備行為）													
師範 室使 用料			選手 用更 衣室 使用 料		会議 室使 用料			放送 室使 用料	貴賓 室使 用料	折り 畳み 椅子		長 机	
師範室三	師範室二	師範室一	選手用更衣室二	選手用更衣室一	会議室三	会議室二	会議室一	放送室使用料	貴賓室使用料	回	一脚一	回	一脚一
一時間	一時間	一時間	一日	一日	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	回	一脚一	回	一脚一
一三〇円	一三〇円	一三〇円	一、七五〇円	一、七五〇円	一三〇円	一三〇円	四一〇円	三五〇円	一、四〇〇円	三〇円	三〇円	六〇円	六〇円

3 第一条の規定による改正後の大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第四条